

令和5年12月22日

つわぶき同窓会
会員各位

つわぶき同窓会
会長 林健司

令和5年度 島根県立大学出雲キャンパスつわぶき同窓会 臨時総会のご案内

心せわしい年の暮れ、皆様お変わりありませんか。平素はつわぶき同窓会の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年つわぶき同窓会は2月に開催しておりましたが、多くの方々にご参加いただくために、今年度よりつわぶき祭に合わせて開催したいと考えております。つきましては、つわぶき同窓会会則改正に関する臨時総会を下記の通り開催致します。資料をご確認頂き、ご承認いただけない内容や、ご意見などがございましたら、開催期間中につわぶき事務局宛 (i-dousoukai[a]u-shimane.ac.jp [a]を@に変えてください) にメールでお知らせください。皆様方のご健康を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 開催期間：令和6年1月1日（月）～1月12日（金）
2. 開催方法：WEB 総会

議事につきまして、ご意見等がございましたら、つわぶき同窓会事務局宛にメールでご連絡ください。

以上

令和5年度 島根県立大学出雲キャンパスつわぶき同窓会 臨時総会 (WEB 総会)

開催期間 令和6年 1 月 1 日(月)~1 月 1 2 日(金)

(議事)

1. つわぶき同窓会会則改正について(資料1-1) (資料1-2)

承認をお願いします。

2. つわぶき同窓会会則改正に伴う、令和 5 年度事業計画(案)追加分について(資料2)

承認をお願いします。

3. つわぶき同窓会会則改正に伴う、令和5年度予算(案)追加分について(資料3)

承認をお願いします。

令和5年度

島根県立大学出雲キャンパスつわぶき同窓会 臨時総会 (WEB 総会)

資料

1. つわぶき同窓会会則改正について(資料1-1)(資料1-2)

2. つわぶき同窓会会則改正に伴う、令和5年度事業計画(案)追加について(資料2)

3. つわぶき同窓会会則改正に伴う、令和5年度収支予算(案)追加について(資料3)

島根県立大学出雲キャンパス同窓会会則（案）

2010年3月改訂

2016年1月改訂

2018年4月改訂

2023年4月改訂

2024年1月改訂

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、島根県立大学出雲キャンパス同窓会（愛称：つわぶき同窓会）と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図るとともに、島根県立大学出雲キャンパスの発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の作成及び会員名簿の管理
- (2) 親睦会、講演会及び研修会等の開催
- (3) 島根県立大学出雲キャンパスの後援
- (4) その他必要な事業

（事務局）

第4条 本会の事務局は、島根県立大学出雲キャンパス内に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 島根県立大学卒業生、島根県立大学大学院修了生及び理事会の承認を得た者
- (2) 準会員 島根県立大学在学学生及び島根県立大学大学院在学学生
- (3) 客員会員 島根県立大学現旧教職員

2 準会員は、島根県立大学を卒業したときには正会員になるものとする。

第3章 代議員

（代議員）

第6条 学科等の卒業年度毎に当該学年の事務連絡役を担う代議員を置くことができる。

2 代議員は理事会で発言権を有するが、議決権は有さない。

第4章 役員

（役員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、理事会において、理事の中から選出する。

- 3 理事は、立候補とし、総会をもって承認する。
- 4 立候補がない場合は、理事会で候補者を選定し、総会をもって承認する。
- 5 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 会長及び副会長に1任期にそれぞれ3万円を支給する。
(役員職務)

第8条 会長は、本会を統括し、総会及び理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わってその職務を行う。
- 3 理事は、会務を審議決定し、本会の事業を企画執行する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

第5章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 定例総会は、1年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 定例総会に欠席したものは審議議案を承認したこととみなす。
(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会員の入会及び退会の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 役員を選出
- (5) 規約の制定及び改廃
- (6) その他重要事項

3 理事会は会長が必要と認めるとき、又は理事会構成員の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき、会長が招集する。

4 理事会は構成員の5分の3以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

6 代議員は各学年の事務取りまとめを代表する者であって、理事会において発言権を有するが、議決権は有さない。

7 理事会に要する理事の旅費は別表により本会が負担する。

第6章 部会

第12条 理事会が必要と認めるときは、当会の実施する事業毎に部会を置くことができる。

- 2 部会長は会長が理事の中から指名する。

第7章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第14条 会費は5,000円とし、入学時に納入するものとする。

- 2 入学時に会費を納入しなかった者は、在学中あるいは卒業後に納入するものとする。
- 3 会員が退会する場合でも、既に納入した会費は、これを返還しない。
- 4 準会員が退学する場合は、退学に伴い申請があった場合に限り、会費を返還する。
(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(別表 1) 理事会に要する理事の旅費支給

居住地	支給旅費
出雲市内	1,000 円
島根県東部及び大田市内（出雲市を除く）	2,000 円
島根県西部（大田市内を除く）及び米子市内	3,000 円
島根県外（米子市内を除く）	5,000 円

島根県立大学出雲キャンパス同窓会会則 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第7章 会 計</p> <p>(経費)</p> <p>第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。 (会費等)</p> <p>第14条 会費は5,000円とし、入学時に納入するものとする。 2 入学時に会費を納入しなかった者は、在学中あるいは卒業後に納入するものとする。 3 会員が退会する場合でも、既に納入した会費は、これを返還しない。 4 準会員が退学する場合は、退学に伴い申請があった場合に限り、会費を返還する。 (会計年度)</p> <p>第15条 本会の会計年度は、毎年<u>6</u>月1日から翌年<u>5</u>月31日までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会 計</p> <p>(経費)</p> <p>第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。 (会費等)</p> <p>第14条 会費は5,000円とし、入学時に納入するものとする。 2 入学時に会費を納入しなかった者は、在学中あるいは卒業後に納入するものとする。 3 会員が退会する場合でも、既に納入した会費は、これを返還しない。 4 準会員が退学する場合は、退学に伴い申請があった場合に限り、会費を返還する。 (会計年度)</p> <p>第15条 本会の会計年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までとする。</p>

令和 5 年度 事業計画(案) (令和 6 年 4 月～5 月末日 追加分)

1. 同窓会運営に関する事業

(1) 理事会・総会開催

理事会	
総会	<p>▶▶総会準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会はつわぶき祭で開催予定 ・学生自治会が行うイベントへ協賛 ・卒業生、修了生に対する総会参加への推進

(2) 広報

つわぶき同窓会 PR 活動	▶▶つわぶき祭リーフレットへの広告掲載
大学ホームページの活用	▶▶大学HP更新・管理

(3) 会員名簿の管理・事業案内

卒業生台帳の回収・事業案内	
卒業生台帳の管理	
同窓会名簿作成	

(4) 在学生へのキャリア支援事業

<p>進路・就職活動支援</p> <p>(キャリア形成を支援する講座での講演及び相談会の開催、OB・OG病院等訪問受入れ)</p>	
---	--

(5) 卒業生へのフォローアップ支援事業、および、在学生への学生生活支援事業

卒業生、および、在学生に対する支援事業	▶▶在学生支援を継続(自動販売機維持費用負担)
---------------------	-------------------------

2. 島根県立大学の後援に関する事業

学生自治会后援事業	
式典後援事業	

■令和5年度 収支予算(案) 令和6年4月～5月末日 追加

◆収入の部

(単位:円)

科 目 項 目	前年度予算	R5年度予算	増減	備 考
会費	710,000	1,420,000	710,000	R5年度入学生142名分(@5,000) ※概算 看護学科80名、健康栄養学科40名、別科助産学専攻 12名、大学院10名 追加)R6年度入学生142名分(@5,000) ※概算
寄付金	0	0	0	
雑入	100	100	0	利息収入等
前期繰越金	5,918,194	6,877,214	959,020	
合計	6,628,294	8,297,314	1,669,020	

◆支出の部

科 目 項 目	前年度予算	R5年度予算	増減	備 考
事業費	450,490	1,008,500	558,010	
会報作成・事業 案内・PR	0	83,000	83,000	同窓会ポストカード作成料53,000円 ※会報・事業案内はHP上の掲載に変更 追加)つわぶき祭リーフレット広告費30,000円
名簿管理	0	0	0	
就活・キャリア支 援事業費	100,000	50,000	▲ 50,000	大学キャリア委員会と連携して実施
後援事業費	350,490	875,500	525,010	寄付事業@300,000円 看護学科・健康栄養学科70周年記念式典への寄付金 500,000円+花代@15,000円 卒業生修了生花代@300*150名*1.10=49,500 退官記念講演花代@11,000円
総会費	0	700,000	700,000	講演講師料 追加)学生自治会(つわぶき祭30周年記念)への協賛
役員会費	90,000	120,000	30,000	
理事会費	30,000	30,000	0	会議運営費、費用弁償、案内状発送費用
役員手当	60,000	90,000	30,000	会長副会長一任期につき3万円ずつ支給
事務費	100,000	20,000	▲ 80,000	
消耗品	100,000	20,000	▲ 80,000	コピー用紙代等 ※同窓会室は廃止(R4～)
返還金	0	0	0	
予備費	100,000	100,000	0	
繰越金	5,918,194	6,348,814	430,620	
合計	6,658,684	8,297,314	1,638,630	